

新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険の主な対応について

1 傷病手当金の創設

国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる被用者に対し、一日あたりの平均給与額の3分の2を休養した日数分支給する「傷病手当金」制度を実施するよう、国から依頼がありました。これに伴い、府中市国民健康保険条例等の改正を行い、令和2年6月17日の公布をもって、申請受付を開始しました。

2 国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する見込みの世帯等について、減免申請の受付を開始しました。

- (1) 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
 - (2) 主たる生計維持者の収入（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）が前年と比べて10分の3以上の減少が見込まれる世帯
- (1)の要件に該当する場合は、対象保険税が全額免除となり、(2)の要件に該当する場合は、その世帯の状況に応じて保険税が一部免除となります。

3 特定健康診査の実施時期等の変更

医療機関の負担軽減及び受診者の安全を確保するため、府中市医師会と協議した結果、例年7月から9月の実施期間について、今年度に限り、令和2年7月1日から12月28日までに変更しました。

また、受診方法を完全予約制とし、医療機関の滞在時間短縮による感染リスクの低減及び予約枠確保の観点から、胸部X線検査は実施しないこととしました。

（資料5のとおり）